

—記者発表資料—

平成22年1月12日
日本下水道事業団

日本下水道事業団役員の公募について

日本下水道事業団（J S）では、下記のとおり、役員を公募により選考することとなりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、別添資料「職務内容書（ジョブディスクリプション）」をご覧ください。

記

(1)公募ポスト

理事（技術開発研修担当）

(2)受付期間

平成22年1月12日（火）から平成22年2月10日（水）まで

(3)選考方法等

外部の有識者からなる選考委員会による選考。

(4)任命手続き

役員選考委員会の審議を経て、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、理事長が任命。

(5)その他

日本下水道事業団ホームページ <http://www.jswa.go.jp/>

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

経営企画部人事課長 小池 英雄

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル

TEL:03-6361-7813(ダイヤルイン)

FAX:03-3359-6363

別添資料

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

○日本下水道事業団 技術開発研修担当理事

日本下水道事業団は地方公共団体の下水道事業に係る唯一の公的な代行・支援機関として、地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設及び下水道に関する技術的援助、下水道技術者の養成及び下水道に関する技術開発を行っています。

公募する技術開発研修担当理事には、理事長を補佐し、法人の重要な経営事項の意思決定に参画するとともに、主として、技術開発研修本部の本部長として、法人の研修部門、技術開発部門を統括し、担当部門の職員（約40名）を指揮監督するため、業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営できる者を求めています。

1. 法人の業務概要

日本下水道事業団は、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人であり、地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関である評議員会のもとで業務を運営している。主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設等
- (2) 地方公共団体の委託に基づく下水道に関する技術的援助
- (3) 下水道技術者の養成
- (4) 下水道に関する技術開発

2. ポスト：理事(技術開発研修担当)

(任期、1年7ヶ月：平成22年4月1日～平成23年10月31日)

3. 職務内容

理事会の構成員として、法人の重要な経営事項の意思決定に参画するとともに、以下の部局(職員総数約40名)に係る業務を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督するとともに、関係機関との所要の調整を行う。

- (1) 管理課
技術開発研修本部の業務に関する内外との調整等を行う。
- (2) 研修センター(教授、准教授、講師及び研修企画課)
研修に係る事業計画、年度実施計画を策定するとともに、研修を実施する。
- (3) 技術開発部(先端研究役、総括主任研究員、主任研究員及び研究員及び技術開発課)
試験研究等に係る事業計画、年度実施計画を策定するとともに、試験研究及び成果の普及等を実施する。
- (4) 事業統括部(計画課及び新プロジェクト推進課の一部)
委託協定及び技術的援助に関する業務のうち、下水道経営に係るものを実施する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- ・当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等の組織の管理経験を有し、40人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・下水道に関する研修、技術開発又は事業経営について実施又は管理する十分な能力を有していること。
- ・関係機関、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態 : 常勤
- ・勤務地 : 本社（東京都新宿区四谷三丁目）
技術開発研修本部（埼玉県戸田市）
- ・勤務時間等 : 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・給与 : 年収約14百万円及び通勤手当
- ・福利厚生 : 健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（1回）
- ・危機管理 : 地震等災害時など業務上必要がある場合には、時間を問わず勤務
- ・その他 : 役員専用の公用車及び交際費はない。なお、給与の条件については今後変更されることがある。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書による審査）
 - ②二次選考（面接審査）
 - ③外部有識者による役員選考委員会の審議を経て、評議員会で審議し、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、理事長が任命

(3) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。）

- ・履歴書（別添様式に従い作成すること）
- ・自己アピール文書（A4で2枚以内。2,000字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事の業務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。）

6. 欠格事項等

日本下水道事業団法第16条に基づき、次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- (3) (2)に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

なお、当法人の役員となった場合には、日本下水道事業団法第19条の規定により、在任中、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することができません。